

2025年11月11日

株主各位

高知市南はりまや町一丁目1番1号

株式会社 四国銀行

取締役頭取 小林達司

### 中間配当金支払いに関する取締役会決議のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2025年11月10日開催の当行取締役会において決議いたしました第212期（2025年4月1日から2026年3月31日）の中間配当のお支払いについて、下記のとおりお知らせいたします。

敬 具

記

当行定款の規定に基づき、2025年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を支払う。

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| 1. 中間配当金        | 1株につき 28円  |
| 2. 効力発生日（支払開始日） | 2025年12月5日 |

以上

---

### 中間配当金の支払いについて

中間配当金領収証等の送付ご案内は、12月4日にお届ご住所あてお送り申し上げる予定でございます。